

218 「高等教育に関する件に付文部大臣へ通牒」抄録

〔昭和十五年九月〕

閣印第一九一號	起	昭和十五年九月二十日	裁可	昭和年月日	開定議	昭和十五年九月二十四日	（注記1）	施	昭和十五年九月二十四日	（注記2）
案										

（注記3）

外務大臣	内閣總理大臣	内閣書記官長
（安井）	花押	（近衛）
内務大臣	陸軍大臣	内閣書記官
（花押）	（東条）	（稻田）
大蔵大臣	海軍大臣	（三橋）
（河田）	（花押）	（佐藤）
司法大臣	農林大臣	（枝川）
（風見）	（花押）	（佐久間）
別紙教育審議会總裁答申	商工大臣	（吉倉）
高等教育二関スル件	（河田）	（高倉）
	拓務大臣	（村田）

（注記4）

別紙教育審議会總裁答申

高等教育二関スル件

右供高覽

通牒案

〔昭和十五年九月二十四日〕

内閣總理大臣

文部大臣宛
通牒

高等教育二関シ別紙ノ通教育審議会總裁ヨリ答申有之候

昭和十五年九月十九日

教育審議会總裁男爵 鈴木貫太郎

内閣總理大臣公爵 近衛文麿殿

高等教育ニ関スル件答申

本会ハ諸問第一号ニ付銳意審議中ノ處就中高等教育ニ関シ審議ノ結果別紙ノ通大学ニ関スル要綱、専門学校ニ関スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ関スル要綱及答申候也

(注記5)

大學及専門学校ノ國家ニ負ヘル教育的、文化的の使命ノ極メテ大ナルモノアルハ勿論、未曾有ノ歴史的世局ニ際会シテ其ノ使命倍々重キヲ加フルノ秋ニ当リ、之ガ内容及制度ヲ刷新シ政治、経済、産業、文化等ノ各方面ニ亘リ、夫々ノ立場ニ於テ國家ノ須要ニ応ズル人材ノ育成、學術ノ研究ニ当ラシメ、來ルベキ時代ニ於ケル任務ヲ完ウセシムルハ蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂フベシ。

専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ専門ノ學術技芸ヲ教授スル所トシ、大學ト相俟ツテ其ノ國家ニ負フ使命亦大ナルモノアルニ鑑ミ、我ガ国教學ノ本義ニ則リ、東亞及世界ニ於ケル皇國ノ使命ニ即シテ、國家ニ須要ナル各般ノ専門学校就中產業ニ關スル専門学校ヲ拡充整備シ、又芸術教育ノ振興ヲ図リ、人格、識見卓越セル適材ヲ教授タラシムルノ方途ヲ講ズルノミナラズ研學、修養鍛錬ニ関スル施設ヲ整備シ、研究施設ノ充実ニノ進展ニ貢献シ、皇運無窮ノ隆昌ニ培ハシコトヲ要ス。

襄ニ答申セル中等学校、高等学校及師範学校ニ關スル教育ノ刷新モ、蓋シ教員ニ其ノ人ヲ得ルニ非レバ、所期ノ成果ヲ收ムルコト難シト謂ハザルベカラズ。此ニ於テ是等教員ノ養成及検定ニ關スル制度ニ根本的検討ヲ加ヘ、高等学校教員、師範学校教員ハ固ヨリ、中等学校教員モ亦大學卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トシ、広ク社会各方面ヨリ適材ヲ求ムルノ制ヲ樹ツルト共ニ我ガ国教學ノ本義ニ則リ、時代ノ要望ニ応ジテ、之ガ養成及検定ノ内容ヲ一新シ、人格、識見共ニ先覺タリ先達タルノ修養ヲ積マシムルノミナラズ新ニ教員試補制ヲ創設シテ教育者タルノ修練ニ徹セシムルノ方途ヲ講ジ、特ニ國民鍛成ノ時代的重要性ヲ自覺シ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ鞏キ信念ヲ有スル人物ヲ養成センコトヲ要ス。

叙上ノ趣旨ニ依リ、左記大学ニ關スル要綱、専門学校ニ關スル要綱並ニ中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定ニ關スル要綱ヲ審議セリ。政府ハ宜シク毅然タル決意ト運ニ寄与センコトヲ要ス。

周到ナル用意トヲ以テ、速力ニ之ガ実施ニ関スル具体的方策ヲ樹テ、必要ナル経費ハ之ヲ支出シ、其ノ実現ヲ期スルト共ニ他面之ニ関スル調査研究並ニ必要ナル指導監督ノ機関ヲ整備シ、所期ノ実績ヲ收ムルニ努メラレンコトヲ望ム。

記

大學ニ関スル要綱

- 一 大学ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究シ常ニ皇國ノ道ニ基キテ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムルヲ以テ目的トナスコト
 - 二 学部ノ在学年限ハ現制通リトシ高等学校卒業ノ程度ヲ以テ入学資格トナスコト
 - 三 特ニ予科ヲ置キタル場合其ノ修業年限ハ三年トシ入学資格其ノ他高等学校ニ準ズルコト
 - 四 学術ノ發達並ニ時代ノ進運ニ伴ヒ学部、学科、講座等ノ拡充整備ヲ期スルコト
 - 五 特ニ國力ノ發展ニ即応シテ工学部、理学部等ヲ拡充整備スルコト
 - 六 日本文化及東洋文化ニ關スル学科、講座等ヲ一層拡充整備スルコト
 - 七 学科、講座等ニ屬スル教授、助教授及助手ノ定員ヲ充実増加スルト共ニ研究施設ノ整備ニ力ムルコト
 - 八 関聯アル学科、講座等ニ付相互間ノ聯絡ヲ緊密ナラシムルト共ニ共同研究、綜合研究ヲ促進スル為必要ナル制度施設ノ整備ヲ図ルコト
 - 九 教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ之ニ必要ナル図書館、演習室其ノ他実驗、実習ニ関スル施設ノ整備ニ力ムルコト
 - 十 研究科及大学院ノ制度ヲ整備シ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムルコト
- (一) 学ノ綜合的理解决定シテ専門的研鑽ヲ遂ゲシメ識見ヲ長ズルト共ニ学德一体ノ修練ヲ積マシメ國家有為ノ指導的人材タラシムルコト
- (二) 研究科及大学院ハ教授指導ノ下ニ精深ナル研究ヲナサシ

(四) 東亜及世界並ニ国防ニ關スル認識ヲ深カラシムルコト

学術ノ發達並ニ時代ノ進運ニ伴ヒ学部、学科、講座等ノ拡充整備ヲ期スルコト

特ニ國力ノ發展ニ即応シテ工学部、理学部等ヲ拡充整備スルコト

ムル所トシ之ニ必要ナル研究施設ヲ整備スルコト

(三)定員制ヲ設ケ入学者ヲ厳選スルコト

十一 学生ノ訓育、修養鍛錬ノ施設ヲ整備シ人物鍊成ノ完キヲ

期スルコト

(一)訓育指導ニ関スル組織機構ヲ整備スルト共ニ全学教職

員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙グルニ力ムルコト

(二)講堂、寮舎、学友会其ノ他修養鍛錬ニ関スル施設ヲ整

備シ学生ノ全生活ニ亘リテ人物ノ修練ヲ積マシムルコ

ト

(三)大量教育ノ弊ヲ矯メ力メテ師弟接触ノ機会ヲ多カラシ

ムルコト

(四)自發的研学ノ風ヲ作興シ創造的才幹ヲ練磨セシムルコ

ト

十二 身心一体ノ修練ニ意ヲ用ヒ体位ノ向上ト共ニ剛健闘達ナ

ル氣風ヲ振作スルコト

(一)武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ関スル施設ノ拡

充ヲ図ルコト

(二)学友会等ニ於ケル体育運動ヲ一層教育的ニ指導スルコ

ト

十三 教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ニシ人格、学識共ニ卓越セ

ル人材ヲ広ク各方面ニ求ムルト共ニ之ガ後継者ノ養成ニ

ツキ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

総長、学長、学部長等ニ関シテハ特ニ其ノ地位ノ重要性

ニ鑑ミ之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト

名譽教授ニ關シテモ亦之ガ選任ノ慎重ヲ期スルコト
教授、助教授等ノ在外研究、海外視察等ノ施設ヲ拡充シ

学術研究ノ進歩ニ貢献セシムルコト

教授、助教授等ノ優遇ノ方途ヲ講ジ適材ヲ迎ヘテ教授及

研究ニ専念スルヲ得シムルコト

十五 教授、助教授等ノ優遇ノ方途ヲ講ジ適材ヲ迎ヘテ教授及

研究ニ専念スルヲ得シムルコト

十六 大学本部、其ノ他学部ニ於ケル行政事務ノ組織機構ヲ一

層整備スルコト

十七 研究科及大学院ノ学生ニ対スル特選給費制ヲ拡充シ其ノ

他学部ノ学生ニ対スル奨学施設ノ整備ヲ図ルコト

十八 兵役法ノ改正ニ依リ学部在学中徵集セラル、学生少カラ

ザルノミナラズ高等学校入学資格ノ改正ニ伴ヒ進学年齢更ニ延長セラルベキヲ以テ学部学生ニ対シ徵集ヲ延期スベキ期間ヲ少クトモ一年延長シ滿二十五歳乃至二十六歳(医学部ハ滿二十六歳乃至二十七歳)迄トナスヲ適當ト認ムルコト

十九 大学及高等学校間ノ聯絡ヲ円滑ナラシムル為適正ナル方策ヲ樹ツルコト

(一)同一ノ学部又ハ学科ヘノ受験回数ヲ適當ニ制限シ志望者ノ集中ヲ避クルコト

(二)高等学校ニ於テ適切ナル進学指導ヲナスコト

私立大学ノ堅実ナル発達ヲ期シ其ノ内容ヲ充実セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ關スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力ムルコト

二十一 大学令ニ依ル女子大学ヲ創設シ女子ニ対シ大学教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト

専門学校ニ関スル要綱

女子大学ニ家政ニ関スル学科ヲ置クヲ得シムルコト
二十二 大学、学部特ニ女子ノ大学、学部等ノ設置ニ關シテハ國家ノ必要、学制ノ全体聯関其ノ他各般ノ事情ヲ考察シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

一 専門学校ハ中等学校教育ノ基礎ノ上ニ皇國ノ道ヲ体シテ専門ノ學術技芸ヲ修メシメ国家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムルヲ以テ目的トナスコト

二十三 左記事項ニ付学位ニ關スル制度ヲ改正スルコト
(一) 学界ニ功勞アル外国人ニ對シ當該大学名ヲ冠シタル名譽学位ヲ授ケ得ルノ制ヲ設クルコト
(二) 学位ヲ有スル者ニ對シ適當ナル優遇ノ方途ヲ講ズルコト
(三) 学位ノ認可取消、褫奪又ハ辭退ニ關スル事項ヲ具体的ニ定ムルコト

二 專門学校中特ニ実業ニ關スル學術技芸ヲ教授スル学校ヲ實業専門学校ト称スルコト
三 專門学校ノ修業年限ハ現制通リ三年以上トナスコト
現在修業年限三年ノ実業専門学校及其ノ他ノ専門学校中學術文化ノ進歩並ニ産業界ノ實際ニ照ラシ必要アルモノハ其ノ修業年限ヲ四年以上ニ延長スルコト

二十四 大学教育ノ刷新振興ト相俟チテ我ガ国學術、文化ノ進展ヲ期スル為左記方策ヲ講ズルコト
(一) 學術、文化ニ關スル研究機關ノ整備拡充ヲ図ルコト
(二) 學術研究ノ助成獎励ニ關スル施設ヲ拡充スルコト
(三) 広ク海外ニ亘リ學術、文化ノ交換ヲ促進シ我ガ国學術、文化ノ振興、宣揚ニ力ムルコト
(四) 我ガ国學術、文化ノ進歩ニ功勞アリ業績顯著ナル者ニ對シ適當ナル表彰ノ方法ヲ講ズルコト

四 專門学校ノ入学資格ハ國民學校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年（女子ニアリテハ當分ノ内四年）以上ノ中等學校卒業ノ程度トナスコト但シ美術、音樂ニ關スル學術技芸ヲ教授スル専門學校ニ就テハ別ニ其ノ入学資格ヲ考慮スルコト

五 左記趣旨ニ依リ専門學校ノ目的達成ニ力ムルコト
(一) 国体ノ本義ヲ體シテ真摯ナル校風ヲ振作シ専門ノ學術技術ヲ通シテ皇運ヲ無窮ニ扶翼シ奉ルノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト
実業専門学校ニアリテハ特ニ經濟產業ノ國家的意義ヲ明ラカニシ産業ヲ通シテ國ニ報ユルノ精神ニ徹セシムルコト
二十五 大学ノ國家最高學府タルノ使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ關シ必要ナル經費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト
(二) 基礎的教養ト相俟チテ専門ノ學芸ヲ研修セシムルト共ニ

身心ノ修練ヲ重ンジ以テ國家有為ノ指導的人材タラシムルコト

特ニ歯科医学ニ関シテハ大学程度ノ教育施設ヲモ考慮スルコト

(三)東亞及世界並ニ国防ニ関スル認識ヲ深カラシムルコト
(四)教育ヲシテ産業、文化ノ実際ニ即セシムルヲ旨トナスコト

(五)女子ノ専門学校ニアリテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ留意スルコト

六 我ガ国産業発展ノ趨向ニ隨ヒ実業専門学校ノ拡充整備ヲ図ルコト

七 産業ノ専門化ニ伴ヒ必要ナル單科實業専門学校ノ創設ヲ考慮スルコト

八 海外発展ノ重要ナルニ顧ミ拓殖及貿易ニ從事スル者ニ必要ナル専門学校程度ノ教育ヲ拡充整備スルコト

九 我ガ国海運業ノ将来性ニ稽ヘ高等海員ヲシテ海運ニ關スル精深ナル研究ヲ為サシムル為高等商船学校ニ適當ナル教育施設ヲ特設スルコト

十 水産業ノ振興ヲ期スル為大學ニ於ケル關係学科ヲ充実スルル学科ヲ加設スルコト

十一 医学ハ大学教育ヲ以テ本則トナスモ専門程度ノ教育施設ニ關シテモ之ガ整備充実ヲ図リ就中診療実習施設ノ完備ヲ期スルコト

十二 薬学及齒科医学ニ關スル専門教育ノ施設ヲ整備充実スルコト

ス適當ナル施設ヲ整備充実スルコト

拡充ヲ図ルコト

特ニ産業ニ関スル実務ノ経歴アル者ニ対シ適當ナル施設ヲ講ジ実業ニ関スル専門教育ヲ受クルノ途ヲ開クコト

十八 教授効果ノ完キヲ期スル為演習、実験、実習ヲ重視シ図書館、実驗室、實習場等必要ナル施設ノ整備充実ヲ図ルコト

特ニ実業専門学校ニアリテハ産業界ト緊密ナル聯絡ヲ保チ実地ノ修練ヲ積マシムルノ方法ヲ考究スルコト

十九 我方国産業、文化ノ實際ニ即スル専門的研究ヲ遂ゲシムル為専門学校ニ於ケル研究施設ノ整備充実ヲ図ルコト

必要ニ応ジ研究機関ヲ附置スルコト

二十 教授ト相俟チテ訓育、修養鍛錬ニ關スル制度施設ヲ整備充実シ人物鍛成ノ完キヲ期スルコト

(一)訓育指導ニ關スル組織機構ヲ整備シ全校職員一体トナリテ学生訓育ノ実ヲ挙ゲルコト

(二)講堂、寮舎、校友会其ノ他修養鍛錬ニ關スル施設ヲ整備シ学生ノ全生活ヲ通シテ人物ノ鍛成ニ力ムルコト

(三)大量教育ノ弊ヲ矯メ力メテ師弟接觸ノ機會ヲ多カラシムルコト

(四)自發的研究ノ風ヲ振作シ工夫創造ノ才幹ヲ練磨セシムルコト

二十一 身心一体ノ修練ヲ重ンジ体位ノ向上ト共ニ剛健闊達ナル氣風ヲ養フコト

(一)武道、教練、体育運動、保健衛生等ニ關スル施設ノ

二十二 教授、助教授及助手ノ定員ヲ増加スルト共ニ学生定員ヲ適當ナラシメ教育ノ実績ヲ挙ゲルニ力ムルコト

二十三 教授、助教授等ノ選任ヲ慎重ナラシムルト共ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ人格、学識共ニ卓越セル人材ヲ広ク各方面ニ求ムルコト

二十四 教授、助教授等ノ在外研究、内地研究及海外視察等ノ制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図ルニ適切ナル方途ヲ講ズルコト

初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムル為適當ナル方策ヲ考慮スルコト

二十五 奨学施設ヲ一層整備シ広ク専門教育ヲ受クルノ機会ヲ与フルコト

二十六 私立専門学校ノ堅実ナル発達ヲ期シ其ノ内容ヲ充実セシムルト共ニ適當ナル助成ノ方途ヲ講ズルコト

特ニ自然科学ニ關スル施設ニ対シテハ一層之ガ助成ニ力ムルコト

二十七 専門学校ノ設置、学生定員等ニ關シテハ國家ノ必要、学制ノ全体聯閑其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シ之ガ企画ノ適正ヲ期スルコト

二十八 専門学校ノ國家的使命ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ關シ必要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

中等学校教員、高等学校教員及師範学校教員ノ養成及検定二

関スル要綱

一 中等学校、高等学校及師範学校ノ教員ハ大学卒業者ヲ以テ

之ニ充ツルヲ本則トナスコト

二 中等学校教員ニ關シテハ當分ノ間修業年限四年以上ノ専門

学校卒業者ヲ以テ之ニ充ツルヲ得シムルコト

修業年限三年ノ専門学校ヲ卒業シテ教員タラントスル者ニ

対シテハ更ニ一年間適當ナル施設ニ於テ必要ナル教育ヲ受ケシムルコト

三 教員タラントスル者ハ左記趣旨ニ依リ國民鍊成ノ重キニ任ズルノ人物タルベキコト

(一) 皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシ東亞及世界ニ於ケル歴史的使命ノ自覺ノ下ニ実踐躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積ムコト

(二) 常ニ學識ノ深化、識見ノ向上ニ力ムルト共ニ身心一体ノ修練ヲ重ンジ青年指導ノ實力ヲ養フコト

(三) 教育ノ重要性ヲ自覺シ教育ヲ以テ皇謨ヲ翼賛シ奉ルノ信念ニ徹スルコト

四 文理科大学ノ内容ヲ刷新スルト共ニ新ニ体育ニ関スル学科ヲ設クルコト

必要ニ応ジ文理科大学ニ予科ヲ附属セシムルコト

文理科大学ニ入学シ得ル者ハ予科修了者、高等学校卒業者及之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トナスコト

五 女子大学ヲ創設シ其ノ卒業者ヲ以テ中等学校、女子高等學校及師範学校ノ教員タラシムルノ途ヲ開クコト

六 高等師範学校及女子高等師範学校ヲ専門学校トシ之ヲ存置スルコト

七 大學卒業者ヲシテ實業教員タル者ヲ多カラシムル為学生ノ定員ヲ増加シ又ハ大學ノ設置ニ付考慮スルコト

實業教員養成機関ノ修業年限ヲ延長シテ其ノ拡充整備ヲ図リ實業教員ノ供給上支障ナカラシムルコト

八 音樂、図画及工作ノ教員養成機関ノ修業年限ヲ延長スルト共ニ其ノ拡充整備ヲ図ルコト

体育専門学校ヲ創設シ体操教員ノ養成ニ当ラシムルコト

大學及専門学校ノ学生ニシテ教員タラントスル者ニ対シ必要ナル課程ヲ履修スルヲ得シムルコト

前項ノ学生ニ対シ必要ニ依リ授業料ヲ免除シ又ハ学資ヲ給スルコト

授業料ノ免除又ハ学資ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ卒業後一定期間教職ニ從事スルノ義務ヲ負ハシムルコト

十 左記趣旨ニ依リ教員検定制度ヲ刷新スルコト

(一) 教員タラントスル者ニ対シ凡テ検定ヲ行フコト

(二) 検定ハ学力、性行、身体ニ付一層厳正ニ之ヲ行フコト

(三) 検定内容ヲ刷新シ検定ノ単位ヲ二科目以上トナスコト

(四) 実業ニ關スル実地経験ニ富メル者ヲシテ實業科教員タラシムルノ途ヲ講ズルコト

十一 教員検定ニ關スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ検定制度運

用ノ完キヲ期スルコト

(一)教員検定委員会及検定事務ノ組織機構ヲ拡充整備スル

コト

(二)監督機関ヲ特設シ無試験検定ニ関スル監督指導ヲ一層

厳正ナラシムルコト

十二 中等学校教員試補制ヲ設ケ初任後一定期間ヲ試補トシ特

ニ教育者タルノ修練ヲ積マシムルコト

前項ノ修練ヲ積マシムル為教員練習所ヲ設置スルコト

試補期間中ノ待遇ハ正教員ト同一ナラシムルコト

十三 教員練習所ニ於テハ特ニ左記趣旨ニ依リ教員トシテ必要

ナル訓練ヲ施スコト

(一)我方国教育ノ本義ヲ体シ教育ヲ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ル
ノ信念ヲ鞏固ナラシムルコト

(二)教育ニ關スル理論及實際ノ研修ヲ為サシメ併セテ一般
的教養ヲ深カラシムルコト

(三)寮舎其ノ他修養鍛錬ノ施設ヲ整備シ人物ノ鍊成ヲ期ス

ルコト

十四 中等学校教員再教育ニ關スル恒久的制度ヲ確立シ相當長

期ニ亘リテ再教育ヲ施スコト

十五 高等学校及師範学校ニ於ケル教員ノ検定及任用ニ關シテ

ハ特ニ慎重ヲ期スルコト

十六 師範学校ニ於ケル初任ノ教員ヲシテ特ニ教育者タルノ修

練ヲ積マシムル為中等学校教員ニ準ジ試補制ヲ設クルコ

ト

高等学校ニ於ケル初任ノ教員ニ關シテモ特ニ教育者タル
ノ修練ヲ積マシムル為適切ナル方途ヲ講ズルコト

十七 高等学校、師範学校ニ於ケル教員ノ在外研究及内地研究
ニ關スル制度ヲ拡充シ其ノ他学識、識見ノ深化向上ヲ図

ルニ適切ナル方策ヲ樹ツルコト

十八 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教^(育)_(員)ノ質

的向上ニ伴ヒ特ニ之ガ優遇ノ方途ヲ講ジ広ク各方面ヨリ
適材ヲ招致スルニ力ムルコト

十九 中等学校、高等学校及師範学校ヲ通ジテ教員ノ需給配分
ヲ適正ナラシムルヲ旨トシ之ガ企画ノ周到ヲ期スルコト

二十 教員ノ養成及検定ノ重要性ニ鑑ミ本要綱ノ実施ニ關シ必
要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト
要ナル経費ハ政府ニ於テ特ニ之ガ支出ノ途ヲ講ズルコト

(注記 6) 詮問第一号
我ガ国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ実施スペキ方策如何
説明

近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ
各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ圖ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリト
ス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ關スル事項、各種ノ學校
教育及社會教育ニ關スル事項、教育行政ニ關スル事項等ニ就
キ、一層我ガ国教育ノ本義ヲ徹底シ、國運ノ伸暢ヲ圖ルニ必要
ナル方策ヲ求ム。

第一条 教育審議会ハ内閣總理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応

ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

教育審議会ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ

得

第二条 教育審議会ハ總裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ之ヲ
組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置ク
コトヲ得

第三条 總裁ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス

委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

第四条 總裁ハ会務ヲ總理ス

總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ

代理ス

第五条 文部大臣ハ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

内閣總理大臣ハ必要ニ依リ又ハ總裁ノ要求アルトキハ各庁官
吏ヲシテ會議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六条 教育審議会ノ議事ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定
ム

第七条 教育審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク

幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ總裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌
理ス

幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ

指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

(注記7)
教育審議会官制 (昭和十二年十一月十日)
(勅令第701号)

朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ國本ヲ無窮ニ培ハシガ為内閣
二委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図
ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シムル (内閣總理大臣署)

中央大学史資料集 第15集

第八条 教育審議会ニ書記ヲ置ク

書記ハ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文教審議会官制ハ之ヲ廃止ス

教育審議会議事規則（昭和十二年十一月二十日定）

第一条 会議ハ總裁之ヲ招集ス

第二条 總裁ハ会議ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス

第三条 会議ハ總裁、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ但シ予メ特ニ議決ヲ

経タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 会議ハ之ヲ公開セズ

第五条 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 発言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第七条 建議案ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ五名以上ノ賛成者ト連署シテ之ヲ總裁ニ差出スベシ

第八条 修正ノ動機ヲ提出セントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ

差出スベシ但シ簡単ナルモノハ口頭ヲ以テ陳述スルコトヲ得

第九条 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ之ヲ議題ト為スコトヲ得ズ

ズ

第十条 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

總裁可否ノ數ニ加ハリタルトキハ之ヲ出席委員ト看作ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二条 採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記名投票ヲ用フルコトヲ得

第十三条 總裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得

第十四条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選ニ依リ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ経過及結果ヲ会議ニ報告スベシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

第十五条 議事録ハ幹事長之ヲ作成スベシ

（昭和十二年十一月十日現在）

委員	總裁	教育審議会職員	氏名	住所	電話
		議席番号	官職又ハ位勲功爵		
三二番	正三位勲一等	從二位勲一等	荒井賢太郎	小石川、大塚伸、四一 麹町、富士見、一ノ二ノ六 麻布、市兵衛、二ノ八八 渋谷、栄通、二ノ六	大塚(86) 三一一
正三位勲一等	東京帝国大学総長	原嘉道			
南與弘	南長郎	原嘉道			
青山	正三位勲一等	赤坂(48)段(33)			
(36)					

三十六番
三十五番
三十四番
三十三番
三十二番
三十一番
三十番
二十九番
二十八番
二十七番
二十六番
二十五番
二十四番
二十三番
二十二番
二十一番
二十番
十九番
八番
七番
六番
五番
四番
三番
二番
一

衆議院	從三位正職員等	貴族院																			
院議員	正三位勳二等功二級	(委員時制)																			
	院議員	正三位政務次官																			
	院議員	院長	局長	校長																	
	院議員	正三位官員																			
	院議員	官員																			

田椎	下野	栗	渡	下	船	三	田	内	小	田	伊	穗	作	永	村	西	丸	平	松	關	吉	西	梅	安	廣	德	池	野	芳	河
中尾	村	邊	村	上	尻	ヶ	崎	泉	所	東	積	田	瀨	山	生	浦	屋	田	津	部	瀬	川	崎	村	澤	上				
穂辨	村	吉	屋	田	參	常	作	信	美	延	重	莊	秀	晋	鉢	鎮	鶴	龍	博	美	磯	久	義	忠	益	謙	哲	太		
積匡	宏	郎	謙	冬	一	中	次	雄	郎	三	治	吉	遠	一	郎	養	郎	吉	郎	吉	茂	郎	郎	雄	忠	親	孝	三	吉	太

牛込	高田	青大塙	大青駒	長者町	大塙崎	輪輪達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達			
牛込	園調布	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚	山塚				
(34)	(44)	(36)	(86)	(86)	(36)	(82)	(86)	(44)	(44)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)					
九八八	八〇〇八	三、四〇〇	二、二二二	二、二四一	一七五	四六	四六	一、六九九	一、九一〇	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六					
牛込	芝二本榎	二ノ四	大森	田園調布	三ノ二二二	二	二	赤坂	豊島池袋	三ノ一五四四	品川北品川	三ノ三三三	豊島巢鴨	六ノ一四七〇	芝高輪	四五	目黒下目黒	四八八一	小石川	茗荷谷	六一	小石川	茗荷谷	四九	小石川	茗荷谷	四九	小石川	茗荷谷	四九	小石川	茗荷谷	
牛込	弁天	一七〇	渋谷	南平台	四〇	赤坂	大藏	八五六	本郷駒込	一六九	横浜市磯子区	磯子町間坂	一一五	本郷駒込	一六九	品川北品川	三ノ三三三	豊島巢鴨	六ノ一四七〇	牛込	払方九	九六	牛込	払方九	九六	牛込	払方九	九六	牛込	払方九	九六	牛込	払方九

牛込	高田	青大塙	大青駒	長者町	大塙崎	輪輪達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達
(34)	(44)	(36)	(86)	(86)	(36)	(82)	(86)	(44)	(44)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	(34)	
九八八	八〇〇八	三、四〇〇	二、二二二	二、二四一	一七五	四六	四六	一、六九九	一、九一〇	四六																		

書記

幹事

幹事長

七十一番
七十三番
七十番

正七位勲七等	文内閣	教文部	文部次官	文部次官	正委員時委員時
同	文部省専門學務局長	文部省普通學務局長	文部省實業學務局長	文部省社會教育局長	東京農業学校校長
同	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	師範学校校長
同	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	幹事長
同	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	幹事
同	文部省官房官長	文部省官房官長	文部省官房官長	文部次官	書記

船有坂橋宮乙春阿佐間山	阿日朝田小藤山谷坂兒横樋佐伊西三佐	伊東延吉西村好重國谷寬
越浦井坂黒山藤嘉瀬谷	比笠口玉溝村貝藤朝	東好重國谷寬
泰源三彌義武隆貞謙權太	奈原野川千恒九光詮之	延吉西郎道次
之一男六賢雄輔介門朝一	良藏一郎光惠建二秋一暉進三生	吉

同	内閣官房總務課	中野、千光前、一四 目黒、下目黒、四ノ八八一
同	内閣官房會計課	世田谷、玉川田園調布、二ノ六九八
文部省教育調査部	文部大臣官房文書課	駒町、永田、一ノ三〇 渋谷、原宿、一ノ一〇四
文部省専門學務局	文部省普通學務局	牛込、市ヶ谷、谷、葉王寺、四五、官舍
文部省實業學務局	文部省社會教育局	四谷、三光、八 渋谷、羽澤、七七
文部省官房官長	文部省官房官長	小石川、大塚仲、四一 世田谷、経堂、五一
文部省官房官長	文部省官房官長	渋谷、青葉、二〇 品川、大井倉田、三三九四
文部省官房官長	文部省官房官長	芝、二本榎西、二

高輪(44)	大森(36)	青山(33)	九段(33)	世田谷(44)	大塚(86)	青山(36)	四谷(35)	牛込(34)	青山(36)	銀座(57)	田園調布(49)	大崎(49)	中野(49)	高輪(44)	松澤(34)	牛込(34)	西澤(34)	松澤(34)
三、〇二五	八、四〇九	八、三四〇	三、一〇一	三、四三一	二九七	二九七	六、八五〇	六、〇七〇	六、〇七〇	五、〇三七	六、六〇八	五、五一一五	二、〇〇二	二、三四三	一、六七二	二六二	一、六七二	二六二

(注記1)

〔(三橋)
印〕

(注記2)

〔(佐野)
印〕

(注記3)

〔(西)〕

(注記4)

〔(朱書)
〔二二〕〕 (簿冊内件名番号)

(注記5)

〔(朱書)
〔閑甲〕一九〔1〕〕

(注記6)

〔(朱書)
〔参考〕〕

(注記7)

〔(朱書)
〔参考〕〕

〔昭和十五年 公文雜纂
2A, 14, 2502 内閣各種調査会一 卷111〕